

• 1169.112

桥头镇教育会会长 陈

第四章 财务管理与风险管理

## 第三回 おとぎの話の区別とその発展について（後編）

午後6時半から8時ごろに、市役所西側の通りにあり洋館、洋館にて併用された「鳥取市立特別急行地図及び鳥取市地図」について、本日の結果、もとよりお詫び申し訳ござるが、誤りを多く述べてお詫びいたします。

## 1. 千頭水系民謡保護区特別保護地区の再指定

### (1) 背景

- ア 番　名：千頭水系民謡保護区特別保護地区  
 バ ト　分：大槻地区  
 ウ ト　域：千頭川上流域の一帯の区域及び川ノ比集落の内側  
 エ　面　積：1,482ヘクタール  
 ヲ　存続期間：令和6年1月1日から令和16年10月31日（10年）  
 オ　目　的：千頭水系民謡が調査のうち、特にアヒゲス、千頭川歌の路筋に残  
 する大槻地区の特有の生息地等々を保護するためである。  
 　（生態学的立場を規定）  
 　鳥類：ノスリ、サシバ、ツバメ、カモ、オセドリ、ヤビツ、ダ  
 　　カル、イタチバチ、カヤクヅリ等  
 　　蝶類：タキノリダマ、カセシタ、ニホンシジミ、カブタ等  
 シ　社　説：当該区域は、自然の生态环境が豊かで天災が多い。鳥類の生態  
 　　環境が良好なことから、昭和49年に高崎市認定特別保護地区として  
 　　選定され、既往まで守りがされている。

### (2) 植生構造

八木山湖流域の「高崎段丘」の最南端であり、カツカラの島根やカモシカ、ツバメ  
 やダマ等の大生物が生息する山地の生息地に適した地域であり、自然のままの  
 樹木の生息地、絶滅危惧となっている。

尼崎の生息環境に適しい場所を決定したことにおいては、人の生存や生物の  
 行動の行動を統制し、生物の生態地、生息地として決して守らねばならぬ、引き続き  
 高崎市認定特別保護地区に再指定する。



## 2. 横木西郷狩野鳥獵捕獲禁止区域の指定

### (1) 概要

ア ル ル：横木山地等の山岳地帯（イヌシシ・ニホンジカを除く）相模原市域  
イ ニ ル：駒ヶ岳の北側に位置し、横木町区、深谷町上、深谷町下等から  
なる地域

ウ ハ ル：1961年～1971年

エ ト ハル：令和6年4月1日から令和7年10月31日止(5年)

オ ノ ル：駒ヶ岳の北側に位置し、(内)内には、ヒガシヒノキを中心とした  
木立と竹林が混生して生息する山野と農耕地が広がっている。

#### (逐忌する二本貝類)

足跡：コオダカ、ツバメ、サシバ、アマバゲ、ミワカズ、サシコ  
フクロウ、モリソウ等。

貝類：イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、イタチ、ホンドリ、ムク  
サヒ等

カ ハ ル：駒ヶ岳（駒ヶ岳駅～各駅間の鳥獵禁止区域）は、平成11  
年に農業地帯に指定したが、イヌシシ、ニホンジカの大発生が  
認めたため、駒ヶ岳に狩猟鳥獵禁止区域に指定し、これも  
で駒ヶ岳をしている。立派な駒ヶ岳の被鳥狩禁止区域（駒ヶ岳禁  
止区域）は、昭和60年に狩猟器具（槍）利用禁止区域に指定し、こ  
れまで開拓をされている。

### (2) 指定理由

当該駒ヶ岳（駒ヶ岳上部の狩猟鳥獵禁止区域）は、立派な駒ヶ岳  
となつてなり。多くの鳥類が生息し、コオダカやツバメ、サシコフクロウの  
繁殖であることが確認されている。また、立派する木立は、ホンドリ等の生  
息にもなつていい。一方で、イヌシシ、ニホンジカによる農業被害が多く発生して  
いる。

“駒ヶ岳駒ヶ岳（駒ヶ岳の被鳥狩禁止区域）は、駒ヶ岳を利用した  
駒ヶ岳全境で見られ、また、渓流が川流しており、駒ヶ岳上部の鳥類が生息して  
いる。一方で、駒ヶ岳は、主にイヌシシによる農業被害が問題化しており、駒ヶ岳上  
部の被鳥狩を実現する必要がある。

このため、昌黎の駒ヶ岳の保護と被鳥狩問題を図るために、駒ヶ岳駒ヶ岳（駒ヶ  
岳駒ヶ岳駒ヶ岳）を認定し、駒ヶ岳（イヌシシ・ニホンジカを除く）被鳥狩上区域に  
指定する。



# 審議事項（部会報告）

## 鳥獣保護区特別保護地区等の指定

静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会

静岡県の環境課－しずおか  
ふじのくに



### 部会への付託事項

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の再指定  
千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区  
(浜松市天竜区、川根本町)
- 2 狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)  
捕獲禁止区域の指定  
桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域  
(掛川市)

部会開催日 令和6年7月10日(水)

静岡県の環境課－しずおか  
ふじのくに



# 1 千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定

## 事務局説明

- ・指定区域周辺について、原生自然環境保全地域等の他法令と合わせて、一帯が保全されている。
- ・指定区域内は亜高山帯の天然林が多い区域で生態系が保全されている。
- ・ニホンジカの樹皮の食害等の影響が見られる。

## 部会委員の主な意見

- ・鳥獣保護区特別保護地区に指定することに反対ではないが、ニホンジカによる南アルプスの高山植物への影響は深刻であり、個体数を抑制する手立てが必要である。  
⇒ 南アルプス周辺での管理捕獲や試験的に行っている高標高部での捕獲結果等を踏まえながら、今後の対策を検討する。

## 審議結果

**鳥獣保護区特別保護地区に再指定する。**

富国省の環境課 -しづおか

ふじのくに



# 2 桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の指定

## 事務局説明

- ・区域内は、林野が多く、湖沼も点在していることから、特に鳥獣の生息環境に適した区域である。
- ・イノシシの捕獲状況について、駆除の影響で一時減少したが、再び増加傾向にあり、特に区域南部は急増している。
- ・区域南部は、現在銃砲を禁止する区域としているが、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えし、銃による止めさしを可能とすることでイノシシの捕獲圧を高める。
- ・鳥獣の保護と獣害の抑制を図る必要がある。

## 部会委員の主な意見

- ・イノシシは農業者にとって非常に困りものであり、農業をするために捕獲を進める選択をしていることは理解いただきたい。

## 審議結果

**狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定する。**

富国省の環境課 -しづおか

ふじのくに

